

宗像地区事務組合における障害者活躍推進計画（第２期）
（令和７年４月１日）

機関名	宗像地区事務組合 宗像地区消防本部
任命権者	宗像地区消防本部 消防長
計画期間	令和７年４月１日～令和１２年３月３１日（５年間）
宗像地区消防本部における障害者雇用に関する課題	宗像地区事務組合宗像地区消防本部の職員は、障害者の雇用の促進等に関する法律第３８条に規定する除外職員である消防吏員のみで、障がい者に限定した募集・採用は行っていない。 また、現在障がい者である職員は在籍していない。
目標	
① 採用に関する目標	障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。（今後、障がい者である職員を雇用した場合、職員の定着状況データを把握する予定。）
取組内容	
１．障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、消防総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、資格認定講習を受講させる。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、中途障がい者として身体障がい者となった職員が在籍することとなった場合は、消防総務課に障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁内掲示板等を利用して周知する。
２．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
３．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、所属長による定期的な面談により、障がいのある職員に対しては、必要な合理的配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるにあたっては、当該職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
４．その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。